

公益社団法人日本伝熱学会 永年正会員・名誉会員規程

日本伝熱学会の発展と、伝熱工学の進展に永年に渡って貢献した個人の功労を讃えるために永年正会員および名誉会員の制度を設ける。永年正会員・名誉会員規程は以下の項目に則って運用する。

1. 永年正会員の資格

X歳以上の正会員で、25年以上本学会または日本伝熱研究会に在籍した者。ただし、Xは§ 6で定める。

2. 永年正会員およびその特典

- (1) 永年正会員有資格者は、本人の希望により、下記に定める永年会費を払い込むことにより永年正会員となり、それ以降の会費を支払うことなく正会員の資格を有し正会員が受ける特典と同等の特典を受けることが出来る。
$$(70 - \text{永年会費の支払い時の年齢}) \times \text{支払い時の正会員の年会費} \times 0.8$$
- (2) 同特典を特に望まない永年正会員有資格者は、毎年度の会費を支払うことにより正会員のみの資格を継承するが、70歳以上となった場合は永年正会員となり、以降の会費の支払いを要しない。
- (3) 永年正会員の退会は、定款第9条にしたがう。また、下記のときには、退会の意志が表明されたとして、理事会の承認を経て退会とする。
・総会の開催通知に対して3期連続して回答がなく、さらに4期目の総会通知の際に、「今回も回答がないと退会の意志を表明されたと見なす」との通告を付したにもかかわらず、なお回答がなかった場合。

3. 名誉会員の資格

永年正会員有資格者の内、以下のいずれかの項目に該当する個人を理事会の承認と本人の承諾を得て名誉会員とする。

- (1) 本学会または日本伝熱研究会の会長経験者。
- (2) 表彰選考委員会が伝熱学会の発展および伝熱学の進展に顕著な寄与をしたと認めた者。
- (3) その他、永年正会員有資格者でなくとも、表彰選考委員会が特に推薦する者。

ただし、平成10年12月の改訂以前に名誉会員となった者は、そのまま名誉会員（特別名誉会員を含む）の資格を継承する。

4. 名誉会員の広報

各会計年度の終了日までに§ 3の規程に該当した個人を、その期の総会において名誉会員として会員に広報し、それ以後、名誉会員とする。

5. 名誉会員の資格の取り消し及び一時停止

- (1) 表彰選考委員会は、名誉会員が著しく社会規範にもとる行為を行った場合、名誉会員の資格を取り消すことができる。
- (2) 正会員（永年正会員を含む）であった名誉会員は、本人からの申し出により、名誉会員資格を一時的に停止して、正会員（永年正会員を含む）に復帰させることができる。この場合、後に本人の申し出により、理事会の承認を経て、名誉会員に復帰させることができる。

6. 本規程の改定

本規程の改定は理事会の議決により行う。ただし、特定の会員または名誉会員が著しく不利益となるような改定を行ってはならない。

なお、本規程§ 1に定める永年正会員資格付与開始の年齢Xは、本規程改定の平成10年度は62歳とし、以降は下記のように65歳に達するまで改定するものとする。

平成 10 年度末	: 62歳
平成 11 年度末, 平成 12 年度末	: 63歳
平成 13 年度末, 平成 14 年度末	: 64歳
平成 15 年度末	: 65歳

平成 7年12月16日制定
平成10年 4月18日改訂

平成10年12月12日改訂
平成12年12月02日改訂
平成14年 4月20日改訂
平成 23年12月 3日 理事会承認 平成23年4月1日（公益社団法人日本伝熱学会登記日）施行